

令和8年度 固定資産税について

昨年中(1月～12月)、所有している固定資産の状況に異動があった場合(売買などの所有権移転、農地転用、家屋の新・増築など)、納税通知書でご確認ください。

令和8年度固定資産税納期と納期限

納期(納期月)	第1期(4月)	第2期(7月)	第3期(9月)	第4期(11月)
納期限及び口座振替日	4月30日(木)	7月31日(金)	9月30日(水)	11月30日(月)



※固定資産税の税率は、1.4%です。

課税標準額 × 1.4% = 税額 となります。

土地・建物ごとの課税標準額等、詳細については納税通知書をご覧ください。

◎現金で納付される方 (口座振替の依頼書を提出されていない方)

納税通知書裏面記載の金融機関であれば、町外の支店等でも手数料はかからず納付できます。また、お近くのコンビニエンスストアでも納付ができます(※コンビニエンスストアでの取り扱いについて詳しくは納税通知書をご覧ください)。

◎地方統一QRコード(eL-QR)で納付される方

納付書に付された eL-QR を読み取ることで、『地方税お支払いサイト』やスマートフォン決済アプリを通じたキャッシュレス納付が可能となるほか、対応金融機関であれば **全国の金融機関窓口でも納付が可能**となります。



◎口座振替の方 (口座振替の依頼書を提出されている方)

口座振替日に、納税通知書記載の口座より振替を行います。前日までに残高をご確認ください。

納税通知書の左下【口座振替】欄をご確認ください。

印字がある場合、その口座からの振替となります。印字が無い場合、現金での納付が必要です。

個人情報保護のため、口座番号の一部を非表示としてあります。

※口座登録のある資産であっても、相続の発生等により所有者が変更となった場合、現金納付書を送付しています。(口座振替ご希望の場合は改めて口座振替依頼書をご提出ください。)

eL-QR 窓口納付対応金融機関はこちらから

スマートフォン等で読み込んでご利用ください

必ず各納期限の10日前(土・日・祝日除く)までに役場総務課収納推進係にて手続きを完了させてください。
(例：現金納付から口座振替に変更する、振替口座を変更するなど)

第1期分の口座振替の届出・口座変更、振替区分の変更(全期前納を期別振替に変更など)は **4月17日(金)まで**にお願いします。※郵便局の口座変更等は第2期からとなります。

固定資産税を納める方

固定資産税は、その年の1月1日に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有する方が納めます。

◎年の途中に所有者が変わった場合

1月2日以降に売買、譲渡等により固定資産の所有者が変わった場合でも、1月1日現在の所有者の方に年度分全ての固定資産税を納めていただきます。(月割、日割にはなりません)

◎所有者の方が1月1日の前に亡くなられている場合

相続人の方など、現実の固定資産の所有者の方に固定資産税を納めていただきます。

■売買や相続により所有者の変更をするとき

未登記(登記されていない)家屋の所有者を変更されるときは、役場総務課税務係へ届出をお願いします。

登記済みの家屋については、法務局で所有権の移転登記を行ってください。

固定資産税の軽減

新築住宅の軽減

令和4年中に住宅を新築された方

新築住宅に対する固定資産税の軽減の特例を受けられていた場合、3年度分の特例期間の終了により、令和8年度より住宅分の固定資産税が増加しています。

※認定長期優良住宅に対する軽減の特例を受けている家屋については、5年度分が軽減されます。

住宅用地の軽減

住宅の敷地(住宅用地)は、固定資産税の負担を軽減する目的から、課税標準額が軽減されています。

小規模住宅用地	住宅の敷地のうち、住宅1戸当たり200㎡までの部分 軽減率:6分の1
一般住宅用地	住宅の敷地のうち、住宅の床面積の10倍の面積までの部分(小規模住宅用地を除く部分) 軽減率:3分の1

※住宅を取り壊した場合、軽減の対象外となり、土地の税負担が増加する場合があります。

固定資産の評価

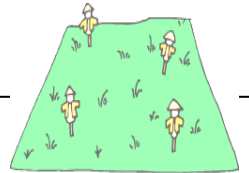
総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき固定資産を評価し、評価額を決定します

土地の評価

土地の正常売買価格に基づき評価を行います。

なお、宅地については、国の地価公示価格を活用した不動産鑑定価格を基礎として評価します。

負担調整措置等により、評価額が下落しても税額は上がる場合があります。詳しくは役場総務課税務係へお尋ねください。

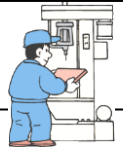


家屋の評価



家屋の再建築価格(同じ家屋を建築する場合に必要な費用)に、家屋の種類ごと経過年数に応じた率を乗じて評価額を決定します。

償却資産の評価



償却資産の取得価額から、毎年度、資産ごと定められた耐用年数に応じた減価を行い、評価額とします。

土地家屋の評価替え

土地・家屋の評価額は3年ごとに見直され、昨年度(令和6年度)見直しを行いました(評価替え)。3年間(令和6～令和8年度)は原則として評価額が据え置きになります。

◎お問い合わせ

坂城町役場総務課 〒389-0692 長野県埴科郡坂城町大字坂城 10050

◎固定資産税に関することは・・・**税務係** ☎0268-82-3111 (内線 143. 144)

◎納付・口座振替に関することは・・・**収納推進係** ☎0268-82-3111 (内線 142)

直通 ☎0268-75-6206

